



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年12月27日火曜日 第1723号

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県青少年保護審議会規程の一部改正.....	1305
愛媛県情報公開条例第33条第1項の規定による知事が定める法人の指定の一部改正.....	1305
愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による知事が定める法人の指定の一部改正.....	1305
大規模小売店舗の新設の届出の取下げ.....	1306
解除予定保安林にする旨の通知（2件）.....	1306
解除予定保安林.....	1306
道路の区域変更（県道中島環状線）.....	1306
道路の供用開始（"）.....	1306
道路の区域変更（県道湯山高縄北条線）.....	1307
道路の区域変更（一般国道440号）.....	1307
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	1307
道路の供用開始（"）.....	1307
道路の区域変更（県道鳥首五十崎線）.....	1307
道路の供用開始（"）.....	1308
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	1308
道路の供用開始（県道肱川公園線）.....	1308
道路の区域変更（一般国道197号）.....	1308
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	1309
道路の供用開始（"）.....	1309
道路の区域変更（県道坊屋敷小田線）.....	1309
道路の供用開始（"）.....	1309
道路の区域変更（県道網代鳥越線）.....	1310
道路の供用開始（"）.....	1310
道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....	1310
道路の供用開始（"）.....	1310
開発行為に関する工事の完了.....	1310
宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づく公告.....	1311

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	1311
海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....	1311

## 訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令.....	1313
----------------------------	------

## 監 査 公 表

総務管理課、人事課、財政課、税務課、私学文書課、市町振興課、行政システム改革課、企画調整課、交通対策課、統計課、情報政策課、秘書課、広報広聴課、県民生活課、消防防災安全課、男女参画課、県民活動推進課、人権対策課、環境政策課、廃棄物対策課、自然保護課、保健福祉課、健康増進課、薬務衛生課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課、産業政策課、労政雇用課、産業創出課、経営支援課、観光交流課、国際交流課、農政課、農業経済課、農地整備課、農業経営課、農産園芸課、畜産課、林業政策課、森林整備課、漁政課、水産課、漁港課、土木管理課、用地課、河川課、水資源対策課、港湾海岸課、砂防課、道路建設課、道路維持課、高速道路課、都市計画課、都市整備課、建築住宅課、出納事務局、人事委員会事務局、議会事務局、監査事務局、教育総

務課、生涯学習課、義務教育課、高校教育課、人権教育課、障害児教育課、文化振興課、文化財保護課、保健スポーツ課、労働委員会事務局、警察本部.....1314

## 教育委員会告示

愛媛県指定無形文化財の指定及び当該無形文化財の保持者の認定、愛媛県指定有形民俗文化財、愛媛県指定無形民俗文化財及び愛媛県指定天然記念物の指定並びに愛媛県指定天然記念物の指定の解除.....1315

## 雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....1316

## 任 免 辞 令

労働委員会任免辞令.....1317

## 告 示

### ○愛媛県告示第2230号

愛媛県青少年保護審議会規程（昭和42年12月愛媛県告示第1050号）の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から施行する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

第2条中「第5条第2項の指定」の下に「、同条第9項の命令」を、「第5条の2第2項の指定」の下に「、条例第5条の7第4項の命令」を、「命令」の下に「、条例第13条の5第3項の命令」を加える。

### ○愛媛県告示第2231号

愛媛県情報公開条例第33条第1項の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2012号）の一部を次のように改正する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

前文中「第33条第1項」を「第34条第1項」に改める。第6号を次のように改める。

(6) 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社

第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とする。

### ○愛媛県告示第2232号

愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2013号）の一部を次のように改正する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

第6号を次のように改める。

(6) 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社

第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とする。

○愛媛県告示第2233号

大規模小売店舗の新設の届出の概要等（平成17年10月愛媛県告示第1842号）によりその概要等を告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	取下半年月日
フレスポ松山中央店	松山市中央二丁目70番地1外	平成17年11月24日

○愛媛県告示第2234号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所  
四国中央市土居町天満字西山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第2237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	中島環状線	松山市畑里甲813番地先から 同市畑里甲625番地先まで	旧	メートル 6.0～9.0	キロメートル 0.194	
			新	7.8～19.2	0.194	

○愛媛県告示第2238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中島環状線	松山市畑里甲813番地先から 同市畑里甲625番地先まで	平成17年12月27日

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第2235号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所  
松山市東川町乙71の8から乙71の10まで、乙72の9から乙72の11まで、乙73の6
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第2236号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所  
今治市吉海町仁江1428の2、1429の2
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

## ○愛媛県告示第2239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷字屋敷谷甲99番1から 同字48番1まで	旧	メートル 4.2～9.5	キロメートル 0.241	
			新	7.5～15.0	0.241	

## ○愛媛県告示第2240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保7722番	旧	メートル 9.5～43.0	キロメートル 0.030	
			新	9.5～51.5	0.030	

## ○愛媛県告示第2241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地439番2から 同町菅生3番耕地454番3まで	旧	メートル 9.5～17.5	キロメートル 0.019	
			新	11.0～20.0	0.019	

## ○愛媛県告示第2242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地439番2から 同町菅生3番耕地454番3まで	平成17年12月27日

## ○愛媛県告示第2243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥首五十崎線	大洲市成能字舟戸甲1028番2地先から 同市成能字中野甲1271番4地先まで 及 び 大洲市成能字舟戸甲1023番4から 同字甲1027番4まで	旧	メートル 4.7~9.6 14.5~27.3	キロメートル 0.044 0.130	
			新	4.7~9.6 20.5~36.6	0.044 0.130	

○愛媛県告示第2244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥首五十崎線	大洲市成能字舟戸甲1023番4から 同字甲1027番4まで	平成17年12月27日

○愛媛県告示第2245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	西予市野村町蔵良2141番から 同町蔵良2087番3まで	旧	メートル 7.4~19.6	キロメートル 0.317	
			新	16.0~61.0	0.317	
"	"	西予市野村町高瀬2070番2から 同町蔵良2046番まで	旧	4.8~22.6	0.151	
			新	12.3~22.6	0.151	

○愛媛県告示第2246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林5726番3から 同町予子林5770番2まで	平成17年12月27日

○愛媛県告示第2247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	197号	八幡浜市松柏乙1025番から 同市松柏乙1022番2まで	旧	メートル 11.8～12.1	キロメートル 0.049	
			新	12.8～13.1	0.049	

## ○愛媛県告示第2248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町論田1107番3から 同町論田1105番4まで	旧	メートル 8.4～18.1	キロメートル 0.050	
			新	9.8～20.9	0.050	

## ○愛媛県告示第2249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	喜多郡内子町論田1107番3から 同町論田1105番4まで	平成17年12月27日

## ○愛媛県告示第2250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町大瀬南5103番2から 同町大瀬南5611番2まで	旧	メートル 5.2～16.0 6.9～9.8	キロメートル 0.138 0.041	
			新	8.9～35.3	0.143	

## ○愛媛県告示第2251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町大瀬南5103番2から 同町大瀬南5611番2まで	平成17年12月27日

## ○愛媛県告示第2252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋107番2から 同町油袋120番1地先まで	旧	メートル 5.0～8.0	キロメートル 0.134	
			新	8.6～26.0	0.134	

## ○愛媛県告示第2253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋107番2から 同町油袋120番1地先まで	平成17年12月27日

## ○愛媛県告示第2254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町広見1934番1	旧	メートル 7.6～11.6	キロメートル 0.064	
			新	8.4～13.6	0.064	

## ○愛媛県告示第2255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町広見1934番1	平成17年12月27日

## ○愛媛県告示第2256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建(開)第61号 平成17年12月14日	東温市見奈良字廣坪520番2、520番8、521番1及び521番5	松山市勝山町一丁目14番1 サークルケイ四国株式会社 代表取締役 村上 栄一
17松局建(開)第62号 平成17年12月16日	伊予郡松前町大字鶴吉字安井前354番9	松山市東垣生町374番地 フオール大原202号 久津那 亨
17四土(開)第21号 平成17年12月15日	四国中央市土居町小林1233番1、1248番1、1249番1、1250番、1251番、1252番1、1253番1、1261番、1262番1及び1263番1	新潟市清水4501番地1 株式会社コメリ 代表取締役会長 捧 賢一

## ○愛媛県告示第2257号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、当該宅地建物取引業者は、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課まで申し出られたい。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定によりその免許を取り消

す。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

商号又は名称	氏名又は代表者の氏名	免許番号	免許年月日
有限会社 ホームアシスト	橋本 満智子	愛媛県知事 <sup>(2)</sup> 第4461号	平成16年3月17日

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年12月16日	特定非営利活動法人 こつざと	篠原 學	愛媛県新居浜市郷三丁目17番15号	この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもった小規模多機能型居宅介護事業を行い、すべての人々が安心して健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

## ○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年12月14日	特定非営利活動法人 愛媛県レクリエーション協会	土居 俊夫	愛媛県松山市上野町甲650番地	この法人は、県民に対して、レクリエーションの普及振興を図るとともに、生涯スポーツの推進、福祉増進への取り組み、自然環境保全の教育と普及、子どもの健全育成、文化芸術など生涯学習の推進、まちづくりと男女共同参画社会の形成など、広範囲にわたる社会教育に寄与し、これらの活動を推進する指導者の養成や団体の育成に努め、県民一人ひとりの自由時間の充実と生きがいづくり、心身の健康とやすらぎと活力に充ちた豊かな生活の形成と社会づくりに寄与することを目的とする。

## ○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画につ

いて

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存

及び管理に関する愛媛県計画（平成16年12月28日付け公告）を次のとおり変更した。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行  
海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制」）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成17年及び平成18年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量	
	平成17年1月から12月まで	平成18年1月から12月まで
まあじ	6,000トン	8,000トン
まいわし	若 干	若 干
まさば及びごまさば	若 干	若 干

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成17年及び平成18年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成17年1月から12月まで	平成18年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	4,200トン	5,600トン

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

(2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

(3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成17年及び平成18年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知 事 管 理 努 力 量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	宇和海
		平成17年4月1日から6月30日まで	平成17年9月1日から11月30日まで	平成18年4月1日から6月30日まで	平成18年9月1日から11月30日まで	平成17年10月1日から12月31日まで	平成18年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,660隻日	5,880隻日	16,660隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成17年及び平成18年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、め	さわら瀬戸内海系群資源回復計画に規定する燧灘及び安芸灘	平成17年4月1日から6月30日まで	16,660隻日
			平成18年4月1日から6月30日まで	16,660隻日
	さわら	さわら瀬戸内海系群資源回復計画に規定する伊予灘	平成17年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
平成18年9月1日から11月30日まで			5,880隻日	



じか流し網漁業	さわら瀬戸内海系群資源回復計画に規定する宇和海	平成17年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
		平成18年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため国が策定したさわら瀬戸内海系群資源回復計画の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

(2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

訓 令

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表生活衛生課の表15の部を削る。

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 県民活動推進課の表7の部1の項中(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 有害図書類等の陳列に係る措置命令（第5条第9項）			
(4) 有害図書類等又は有害がん具類等の自動販売機等への収納に係る措置命令（第5条の7第4項）			

別表第2 県民活動推進課の表7の部1の項中(5)の次に次のように加える。

(6) ツーショットダイヤル等利用カードの自動販売機への収納に係る措置命令（第13条の5第3項）			
(7) 公表（第13条の8）			

別表第2 県民活動推進課の表7の部4の項事項の欄中「立入調査員の指定」を「報告の徴収、資料の提出の要求及び立入調査」に改め、同表中8の部を削り、9の部を8の部とし、10の部から13の部までを1ずつ繰り上げる。

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2 県民生活課の表11の部を次のように改める。

11 愛媛県青少年保護条例の施行に関する事務	1 有害図書類等の陳列に係る指示又は勧告（第5条第8項）		
	2 自動販売機等による図書類等又はがん具類等の販売又は貸付けに関すること。		
	(1) 自動販売機等の設置、変更等及び承継の届出に係る措置（第5条の3第1項、第3項、第5条の5、第5条の6第3項）		
	(2) 届出済証の再交付（愛媛県青少年保護条例施行規則（以下この部において「規則」という。）第6条第4項）		
	(3) 指示又は勧告（第5条の7第3項）		
	3 自動販売機によるツーショットダイヤル等利用カードの販売に関すること。		
	(1) 自動販売機の設置、変更等及び承継の届出に係る措置（第5条の3第3項、第5条の5、第5条の6第3項、第13条の6第1項、第3項）		
	(2) 届出済証の再交付（規則第6条第4項、第11条第4項）		
	(3) 指示又は勧告（第13条の5第2項）		
	4 報告の徴収、資料の提出の要求及び立入調査（第17条第1項）		
	5 立入調査員の証の交付（第17条第2項）		

別表第2 県民生活課の表中12の部を削り、13の部を12の部とし、14の部から30の部までを1ずつ繰り上げる。

別表第2 管理課の表中8の部を削り、9の部を8の部とし、10の部から32の部までを1ずつ繰り上げる。

別表第4 用地管理課の表中13の部を削り、14の部を13の部とし、15の部から47の部までを1ずつ繰り上げる。

別表第4備考1中「45の部」を「44の部」に改める。

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第24号及び第25号を次のように改める。

(24)及び(25) 削除

第13条第2項第71号から第74号までを次のように改める。

(71) 愛媛県青少年保護条例第5条第8項の規定に基づく有害図書類等の陳列に係る指示又は勧告に関すること。

(72) 愛媛県青少年保護条例第5条の3第1項及び第3項の規定に基づく自動販売機等の設置の届出に係る措置に関すること。

(73) 愛媛県青少年保護条例施行規則第6条第4項の規定に基づく届出済証の再交付に関すること。

(74) 愛媛県青少年保護条例第5条の5第1項及び同条第2項において準用する同条例第5条の3第3項の規定に基づく自動販売機等の変更等の届出に係る措置に関すること。

第13条第2項に次の9号を加える。

(75) 愛媛県青少年保護条例第5条の6第3項の規定に基づく自動販売機等業者の地位の承継の届出の受理に関すること。

(76) 愛媛県青少年保護条例第5条の7第3項の規定に基づく有害図書類等又は有害がん具類等の自動販売機等への収納に係る指示又は勧告に関すること。

(77) 愛媛県青少年保護条例第13条の5第2項の規定に基づくツーショットダイヤル等利用カードの自動販売機への収納に係る指示又は勧告に関すること。

(78) 愛媛県青少年保護条例第13条の6第1項及び同条第3項において準用する同条例第5条の3第3項の規定に基づくツーショットダイヤル等利用カード自動販売機の設置の届出に係る措置に関すること。

(79) 愛媛県青少年保護条例施行規則第11条第4項において準用する同規則第6条第4項の規定に基づく届出済証の再交付に関すること。

(80) 愛媛県青少年保護条例第13条の6第3項において準用する同条例第5条の5の規定に基づくツーショットダイヤル等利用カード自動販売機の変更等の届出に係る措置に関すること。

(81) 愛媛県青少年保護条例第13条の6第3項において準用する同条例第5条の6第3項の規定に基づくツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者の地位の承継の届出の受理に関すること。

(82) 愛媛県青少年保護条例第17条第1項の規定に基づく報告の徴収、資料の提出の要求及び立入調査等に関すること。

(83) 愛媛県青少年保護条例第17条第2項の規定に基づく立入調査員の証の交付に関すること。

第13条第5項中第9号及び第10号を次のように改める。

(9)及び(10) 削除

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

監 査 公 表

○公表第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成17年12月27日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
同 壺 内 紘 光
同 玉 井 実 雄
同 竹 田 祥 一

Table with 2 columns: 監 査 対 象 機 関 (Audit Target Agency) and 監 査 年 月 日 (Audit Date). Rows include various departments like 総務管理課, 人事課, 財政課, etc., with their respective audit dates.

農 業 経 済 課	平成17年10月24日	<p>4 母子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が、支払期日までに償還金を支払わなかったときに徴収することになっている違約金については、災害その他のやむを得ない理由があるときは、不徴収とすることができることになっているが、その承認手続に留意を要するものが認められたので、規則等に基づいた適切な事務処理に努められたい。(子育て支援課)</p> <p>5 商業基盤等施設整備事業費補助金において、補助金交付団体が行った契約手続に適切を欠くものが見受けられた。        今後は、補助事業が適正に執行されるよう、補助金交付団体に対して一層の指導監督の強化に努められたい。(経営支援課)</p> <p>6 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、施設共同化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。(経営支援課)</p> <p>7 農業改良資金特別会計における農業改良資金貸付金償還金については、適期収入に留意が望まれる。(農業経済課)</p> <p>8 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。(林業政策課)</p> <p>9 林業改善資金特別会計における違約金(貸付金償還金に伴うもの)については、適切な債権管理が望まれる。(林業政策課)</p> <p>10 県有林経営事業特別会計の執行については、県営林経営改善計画に基づいた経営改善の取組がなされた結果、単年度の歳入歳出差引歳入不足額は、前年度に比べて減少している。        しかしながら、歳入歳出差引歳入不足額は、昭和59年度以降、毎年度繰上充用の措置が講じられ、平成16年度決算では20億円余となっており、収支の不均衡が拡大していることから、今後とも健全な経営に向けてなお一層の努力が望まれる。(森林整備課)</p> <p>11 住宅貸付損害金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。(建築住宅課)</p> <p>12 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。(教育総務課)</p> <p>13 諸収入(給与の過払金)については、収入未済額があるので早期収入に努力が望まれる。(高校教育課)</p> <p>14 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。(人権教育課)</p> <p>15 公務中の警察車両による事故が従来に増して多発しているため、職員の意識の高揚と事故防止の徹底になお一層の努力が望まれる。(警察本部)</p>
農 地 整 備 課	平成17年11月2日	
農 業 経 営 課	"	
農 産 園 芸 課	平成17年10月21日	
畜 産 課	"	
林 業 政 策 課	平成17年10月17日	
森 林 整 備 課	"	
漁 政 課	"	
水 産 課	"	
漁 港 課	"	
土 木 管 理 課	平成17年11月15日	
用 地 課	平成17年10月19日	
河 川 課	平成17年11月1日	
水 資 源 対 策 課	"	
港 湾 海 岸 課	平成17年10月11日	
砂 防 課	"	
道 路 建 設 課	平成17年11月1日	
道 路 維 持 課	"	
高 速 道 路 課	"	
都 市 計 画 課	"	
都 市 整 備 課	"	
建 築 住 宅 課	平成17年10月11日	
出 納 事 務 局	平成17年10月24日	
人 事 委 員 会 事 務 局	"	
議 会 事 務 局	平成17年10月17日	
監 査 事 務 局	平成17年11月15日	
教 育 総 務 課	平成17年10月31日	
生 涯 学 習 課	平成17年11月4日	
義 務 教 育 課	平成17年10月14日	
高 校 教 育 課	"	
人 権 教 育 課	"	
障 害 児 教 育 課	平成17年10月11日	
文 化 振 興 課	平成17年10月31日	
文 化 財 保 護 課	平成17年11月4日	
保 健 ス ポ ー ツ 課	平成17年10月31日	
労 働 委 員 会 事 務 局	平成17年10月19日	
警 察 本 部	平成17年11月2日	

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第14号

愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)第26条第1項及び第2項、第32条第1項、第37条第1項並びに第38条第1項の規定に基づき、次のとおり、愛媛県指定無形文化財に指定し、及び当該無形文化財の保持者に認定し、並びに愛媛県指定有形民俗文化財、愛媛県指定無形民俗文化財及び愛媛県指定天然記念物に指定するとともに、愛媛県指定天然記念物の指定を解除する。

平成17年12月27日

愛媛県教育委員会

(監査の結果)

平成16年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の課において次の事項が認められた。

- 生活安定資金貸付金については、償還金未収入金の収入確保に一層の努力が望まれる。(保健福祉課)
- 児童扶養手当の返還金未収入金については、収入確保に一層の努力が望まれる。(子育て支援課)
- 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。(子育て支援課)

委員長 井 関 和 彦

1 指定する無形文化財及び認定する無形文化財の保持者

名 称	保 持 者			
	氏 名	雅 号	生 年 月 日	住 所
砥部焼	酒井芳美	芳人	昭和6年7月4日	伊予郡砥部町五本松146番地

2 指定する有形民俗文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員数
伊佐爾波神社算額	松山市桜谷町173番地	松山市桜谷町173番地 地 宗教法人伊佐爾波神社	22面
金刀比羅神社算額	大洲市中村618番地の1	大洲市新谷乙1779番地 地 宗教法人金刀比羅神社	1面

3 指定する無形民俗文化財

名 称	所 在 地	保 護 団 体
久良の能山踊り	南宇和郡愛南町久良	能山踊り保存会

4 指定する天然記念物

名 称	所 在 地	所 有 者	員数
石畳東のシダレザクラ	喜多郡内子町石畳4322番地	喜多郡内子町内子2867番地 池田 勇子	1本

5 指定を解除する天然記念物

名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	員数	参 考
蘇鉄	伊予市大平甲419番地	岡市 恭昌	1本	昭和25年10月24日指定
いたやかえで	四国中央市富郷町寒川山乙122番地	菅 彬 (四国中央市)	1本	昭和29年11月24日指定

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成17年12月21日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成17年12月27日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

普通河川戸代西川砂防工事（愛媛県今治市宮窪町宮窪地内）及びこれに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等						土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目	面 積			収用及び使用しようとする土地の実測 <sup>㎡</sup>		受付年月日 受付番号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 ( <sup>㎡</sup> )	実 測 ( <sup>㎡</sup> )					
収 用	愛媛県今治市宮窪町宮窪 802番	山林	山林	1,407	1,407.00	65.41	登記名義人 亡 田中 平五郎 法定相続人 田中 文江 外8名 (別記のとおり)			
	929番	原野	山林	360	360.00	208.12	登記名義人 亡 田中 平五郎 法定相続人 田中 文江 外8名 (別記のとおり)			
使 用	愛媛県今治市宮窪町宮窪 929番	原野	山林	360	360.00	15.62	登記名義人 亡 田中 平五郎 法定相続人 田中 文江 外8名 (別記のとおり)			

(別記) 登記名義人 亡 田中 平五郎 法定相続人

氏 名	持 分	住 所
田 中 文 江	108分の18	愛媛県今治市宮窪町宮窪821番地
横 美 香	108分の6	愛媛県今治市宮窪町宮窪821番地

田 中 修	108分の6	愛媛県松山市久谷町甲2番地7
景 山 みはる	108分の6	兵庫県加古郡播磨町南大中一丁目3番17号
村 越 房 男	108分の18	愛媛県今治市小浦町一丁目3番38号
湯 山 満 里	108分の9	愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の7
尾 味 里 恵	108分の9	愛媛県今治市大西町紺原甲164番地8
田 中 八恵子	108分の8	愛媛県今治市高部甲1628番地 高部団地B2-202号
田 中 由香里	108分の28	愛媛県今治市高部甲1628番地 高部団地B2-202号

---

**任 免 辞 令**

---

## ○任免辞令

12月26日

徳 永 洋 典  
(労働者委員)

愛媛県労働委員会委員に任ずる

